

1. 計画策定の趣旨

小山町では、中小企業・小規模企業の振興を本町の重要な施策の一つとして位置付けるとともに、町、中小企業・小規模企業、支援団体、金融機関等、教育機関等、大企業者、町民等が果たすべきそれぞれの責務、取組、役割を明確にし、共に中小企業・小規模企業の振興を図るため、「小山町中小企業・小規模企業振興条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

この条例の実効性を担保し、基本方針に基づき、本町の中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に行うため、中小企業・小規模企業振興に関する施策や目標値を示した「小山町中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づく施策の展開によって、地域経済の活性化を促進していきます。

2. 計画の位置づけ

計画では小山町中小企業・小規模企業振興条例第18条第1項の規定に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する目標や施策を示します。

中小企業・小規模企業の振興は、町政運営の最上位計画である「第5次小山町総合計画（以下、「総合計画」という。）」及び「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」に位置付けられた関連施策との整合性を保ちながら取組を進めます。

また、この計画での中小企業・小規模企業の振興に関する施策の範囲は、商工業を中心とした町内の中小企業や中小企業関連団体を直接の対象とした取組であり、結果として中小企業・小規模企業の振興に繋がるもの（例：観光振興等）は、「小山町観光振興計画」など既存の振興計画等との関連性を保ちながら推進していきます。

3. 計画概要

序章 計画策定の趣旨

第1章 小山町を取り巻く環境

第2章 小山町の中小企業・小規模企業の現状と課題

第3章 基本施策（基本方針の具体化に向けた主要な取組・事業）

第4章 計画の推進について

4. 計画策定後

小山町中小企業・小規模企業振興推進会議による計画の検証を予定しています。会議では、小山町中小企業・小規模企業振興基本計画（案）に関する施策の進捗状況を報告し、評価及び検証を行い、必要な見直しを行います。その他、必要に応じて会議を開催する予定です。